

ケアハウス管理規程

この規程は、ケアハウス入居契約書（以下「入居契約書」という。）第5条（管理規程）に基づき定められたもので、ケアハウスぬくもり及び入居者がその適用を受ける。

第1条（目的）

この規定は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

第2条（管理運営方針）

当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

第3条（定員）

当施設の定員は20名とする。

第4条（利用資格）

1. 年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
2. 自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
3. 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者、共同生活に適応できる者。
4. 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
5. 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

第5条（職員及び職務） 職員の配置基準

ア 施設長	1名
イ 生活相談員	1名以上
ウ 介護職員	1名以上
エ 栄養士	1名以上
オ 事務員	1名以上
カ 調理員	実情に応じた数
キ 宿直者	実情に応じた数

ケアハウスぬくもりは、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

第6条（入居）

1. 希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。
 - (1) 入居申込書
 - (2) 住民票
 - (3) 所得証明書
 - (4) 身元保証人届
 - (5) 健康診断書
2. 申込書の入居の可否について判断をし、入居の申し込みのあった日から10日以内に入居の可否について連絡するものとする。

3. 入居にあたっては入居申込者及び身元保証人と施設長が入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また契約書に付随して、本管理規程についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

第7条（利用料）

入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を、当月分として毎月25日までに甲の指定する方法で支払うものとする。

第8条（専用居室）

1. 居室の掃除、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
2. 練炭、火鉢、石油ストーブ、など火気類の使用を安全面から禁じる。
3. 居室内は禁煙とする。

第9条（共用施設・設備）

1. 共用施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長と運営懇談会との間で協議の上決定するものとする。
2. 入居者は専用居室以外の共同施設・設備等に私物を置いてはならない。
3. 共同施設・設備等の掃除、維持管理は施設職員が行うものとする。
4. 共同施設・設備等における喫煙は禁止する。

第10条（相談・苦情）

施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談もしくは苦情を受けた場合は誠意を持って対応し必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について必要な措置を行う。

第11条（食事の提供）

1. 施設は入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。
2. 食事の時間は次のとおりとする。
 - (1) 朝食 午前8時00分～午前9時00分
 - (2) 昼食 午後0時00分～午後1時00分
 - (3) 夕食 午後6時00分～午後7時00分
3. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
4. 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることはさしつかえない。
5. 毎月の予定メニューを前月末までに明示するものとする。

第12条（入浴準備）

1. 入浴の準備は、施設職員が行うものとする。
2. 入浴の時間は、別紙の入浴についてのとおりとする。
3. 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
4. 入居者は、伝染病の疾患などの疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする

第13条（緊急時の対応）

1. 入居者は身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2. 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があったときは速やかに適切な対応を行う。
3. 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

第 14 条（在宅サービス等の利用）

1. 施設は入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう連絡等の必要な対応を行うものとする。
2. 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用の責任は負わない。必要な費用は参加者が負担する。
3. 第 1 項に伴う費用は入居者の負担とする。

第 15 条（自主活動への協力）

1. 入居者は、施設の共有設備を使って趣味教養活動や自主的なクラブ活動行事等を行うことができるものとする。
2. 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
3. 第 1 項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

第 16 条（保健衛生）

1. 入居者の定期健康診断は年 1 回以上行い、その記録を保存するなど日常における健康管理に配慮することとする。
2. 入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
3. 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。
4. 第 1 項に伴う費用は入居者の負担とする。

第 17 条（外泊）

外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

第 18 条（外来者の利用）

1. 外来者を宿泊させるときは、予め施設長に届け出て、許可を求めるものとする。
2. 一時的な疾病による看護又は介護が必要となったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届け出るものとし、施設長と入居者との相談のうえその期間を定める。
3. 希望する日の 3 日前までに施設長に届ければ、外来客に対しても食事を提供するものとする。但し、実費として食事代を負担する。
4. 宿泊には、乙の居室を使用することができる

第 19 条（災害・非常時への対応）

1. 消火設備、非常放送用設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等を立て、入居者も参加した訓練を年 2 回以上実施するものとする。
2. 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせる。

第 20 条（政治・宗教活動の禁止）

1. 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。
2. 入居者は専用居室以外の場で、一切の政治的活動宗教活動をしてはならない。

第 21 条 (入居者心得)

1. 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得（ぬくもりでの約束事）を入居者に配布し、その主旨を十分に周知徹底しなければならない。
2. バルコニーは他の入居者のプライバシーに十分注意して利用すること。
3. テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用すること。
4. 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについて、退去時に原状に復するものとする。このとき必要な費用は入居者が負担すること

第 22 条 (虐待防止の推進)

1. 施設は、入居者の尊厳保持の視点に立って、常にその権利擁護と虐待防止について真摯に取り組み、その実現のために次のような措置を講じるものとする。
 - (1) 本条の目的を達成するために適時及び定期的な従業者に対する研修の実施。
 - (2) その他本条の目的達成のために必要と思われる対策等の実施。
2. 当該施設の従業者又は家族等による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報するものとする。

第 23 条 (運営懇談会)

1. ケアハウス入居規約書第 4 条 (運営懇談会) に基づき運営懇談会を設置するものとする。
2. 運営懇談会の設置、運営については、別に定めるぬくもり運営懇談会会則によるものとする。

第 24 条 (改正の手続き)

この規定を改正又は廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を聞くものとする。

付記 この規定は、平成 15 年 6 月 15 日から実施する。

付記 この規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施する。

付記 この規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施する。

付記 この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付記 この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から実施する。